## 大阪市規則第109号

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則(平成9年大阪市規則第61号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」とい う。)を削り、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改正後				改正前		
別表第1 (第3条、第13条関係)				別表第1 (第3条、第13条関係)		
公営住宅				公営住宅		
	名称	位置			名称	位置
	[略]				[同左]	
	[略]	[略]		[同左]	[同左]	
	[木場]	[略]			[木場]	[同左]
	木場第1	西九条5丁目			[新設]	
	[略]	[略]			[同左]	[同左]
	[削る]				<u>秀野第3</u>	酉島1丁目
	[略]	[略]			[同左]	[同左]
	[略]				[同左]	
	[略]			•	[同左]	<del>-</del>
別表第2(第28条の2関係)				別表第2(第28条の2関係)		
	名称	位置			名称	位置
	[略]				[同左]	
	[略]	[略]			[同左]	[同左]
	[木場]	[略]			[木場]	[同左]
	木場第1-	西九条5丁目			[新設]	
	<u>1</u>					
	[略]	[略]			[同左]	[同左]
	[略]				[同左]	

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線 は注記である。

## 附 則

この規則は、令和7年10月24日から施行する。ただし、別表第1中秀野第3住宅の項を削る改正 規定は、同月27日から施行する。